

あわら市文化協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、あわら市の文化協議会の発展に貢献した者を表彰し、もって本市の文化活動の奨励発展に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、功労賞及び奨励賞とする

(表彰の審査基準)

第3条 会長は、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体があるときは、これを表彰する。

- (1) 会長又は副会長として在任6年以上で退任した者
- (2) 常任委員又は監事として、在任8年以上で文化協議会の発展に貢献し、その功績の著しい者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に表彰に値すると認める業績又は行為のあった者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を贈りこれを行う。ただし、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、市民文化祭式典又は総会の席上において行う。

(表彰の手続き)

第6条 会長は、第3条に該当すると認められるものがあるときは、表彰候補者調書(様式第1号)を作成し、常任委員会の審議を経て決定する。

(他の表彰の推薦)

第7条 福井県文化賞、福井県文化奨励賞、福井県文化協議会又はあわら市教育委員会等の各賞の候補者については、第3条の規定により表彰を受けた者の中から常任委員会の審議を経て推薦するものとする。

(表彰者名簿)

第8条 第3条の規定により表彰を受けた者の氏名(団体名)その他必要な事項は表彰者名簿(様式第2号)に登録し、永久に保存する。

(その他)

第9条 この規定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定に該当する被表彰者の在職年数は、合併前の芦原町文化協議会及び金津町文化協議会における相当職の在職期間を通算する。

附 則

この規程は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月24日から施行する。